（退職手当等の源泉徴収票に関する経過措置）

第五条　新規則第九十四条（退職手当等の源泉徴収票）の規定及び別表第六㈡に定める書式は、平成二十五年以後の各年において支払の確定した新法第二百二十六条第二項（源泉徴収票）に規定する退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第二項に規定する源泉徴収票について適用し、平成二十四年以前の各年において支払の確定した旧法第二百二十六条第二項（源泉徴収票）に規定する退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第二項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

2　前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規則別表第六㈡に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

○財務省令第二十五号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附則第二十条第四項第三号の規定に基づき、及び同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十四ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十一条の二第四号（適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）又は第二十一条の三第四号（適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）に掲げる事項をこれらの書式により記載するときは、第二十一条の二第四号に掲げる事項にあつては、その移転をする減価償却資産に係る記載すべき金額を令第十三条各号（減価償却資産の範囲）に掲げる資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を、第二十一条の三第四号に掲げる事項にあつては、その引継ぎをする繰延資産に係る記載すべき金額を令第十四条第一項各号（繰延資産の範囲）に掲げる繰延資産の種類ごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を記載することができる。

第二十七条の十四第二号中「第二十二条の七第六項第六号及び第八項第六号」を「第二十二条の七第七項第六号及び第九項第六号」に改める。

第三十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、内国法人が令第六十三条第二項（減価償却に関する明細書）若しくは第六十七条第二項（繰延資産の償却に関する明細書）又は租税特別措置法施行令第二十九条第八項（減価償却に関する明細書）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六㈠から別表十六㈥までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

第三十四条第二項ただし書中「第二十九条第三項」を「第二十九条第八項」に改め、「（同令第二十九条の二第八項（減価償却に関する明細書）において準用する場合を含む。）」を削る。

第三十七条の九第二項に次のただし書を加える。

ただし、連結法人が法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別損金額を計算する場合の令第六十三条第二項（減価償却に関する明細書）若しくは第六十七条第二項（繰延資産の償却に関する明細書）の規定又は租税特別措置法施行令第三十九条の六十第七項（減価償却に関する明細書）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六㈠から別表十六㈥までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

第三十七条の十一第二項ただし書中「第三十九条の五十九第三項」を「第三十九条の六十第七項」に改め、「（同令第三十九条の六十第七項（減価償却に関する明細書）において準用する場合を含む。）」を削る。

附則に次の一条を加える。

（厚生年金適用事業所以外の事業所の事業主が締結している適格退職年金契約の証明手続）

第八条　法附則第二十条第四項第三号（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた事業所は、令附則第十六条第一項第九号ホ（適格退職年金契約の要件等）に規定する信託会社等が、平成二十四年四月三十日までに、国税庁長官に対して、日本年金機構の当該信託会社等と法附則第二十条第三項の契約を締結している事業主の事業所が同年四月一日において確定給付企業年金法第二条第二項（定義）に規定する厚生年金適用事業所以外の事業所に該当することを確認した書類の写しを提出することにより証明がされた事業所とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（確定申告書等の記載事項に関する経過措置）

第二条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第二十四条第四項（法人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十六条（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）の規定の適用を受ける法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。）に係る改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十二条第二項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）及び第三十四条第二項（確定申告書の記載事項）の規定の適用については、これらの規定中「又は租税特別措置法施行令」とあるのは「、租税特別措置法施行令」と、「の規定」とあるのは「）又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）附則第十四条第二項（法人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令第二十九条第三項（減価償却に関する明細書）の規定」とする。

（連結確定申告書等の記載事項に関する経過措置）

第三条　改正法附則第三十五条第四項（連結法人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）の規定の適用を受ける連結法人に係る新規則第三十七条の九第二項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）及び第三十七条の十一第二項（連結確定申告書の記載事項）の規定の適用については、これらの規定中「又は租税特別措置法施行令」とあるのは「、租税特別措置法施行令」と、「規定の適用」とあるのは「規定又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）附則第二十一条第二項（連結法人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の五十九第三項（減価償却に関する明細書）の規定の適用」とする。

○財務省令第二十六号

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）及び相続税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百二号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十四条第五項、第三十九条第二十九項及び第三十項並びに第四十二条第二十項、第二十三項、第二十七項及び第三十項並びに相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条の九第一項の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳